
■ 種別 : 個人
■ 氏名 : 梅原 秀継

企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」(以下「リース基準案」)及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」(以下「リース適用指針案」)に対するコメント

質問 2 : 開発にあたっての基本的な方針 (貸手の会計処理) に関する質問

「本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針 (貸手の会計処理) に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。」

コメント

- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図る点には同意する。
- 「貸手は、リース開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リースについてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リースについてはリース投資資産として計上する。」(リース基準案, par.44) には同意しない。

理由

- IAS17 では、ファイナンス・リースを、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するリースと定義しており、本来、所有権の移転の有無で区分することは想定されていない。リース基準案 (par.BC56) で指摘されているとおり、貸手の処理について IAS17 を踏襲した IFRS16 でも、リース債権及びリース投資資産を区分していない。
- 2007 年公表の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」では、IAS17 と同様に、ファイナンス・リースにおける借手の勘定は「リース資産」で統一されていた。さらに今回のリース基準案でも、統一的に「使用权資産」としており、所有権の移転の有無によって勘定を区分していない。企業会計基準第 13 号やリース基準案における借手の処理との整合性という観点からみても、貸手に対してのみ、所有権の移転の有無で勘定を区分する必要はないと考えられる。

- 企業会計基準第 29 号では、「顧客との契約から生じた債権」あるいは「契約資産」を規定しており、所有権の移転の有無によって分類していない。この規定との整合性を考慮するならば、所有権の移転の有無による勘定の区分は不要と考えられる。
- 今回のリース適用指針案 (pars. 67-68, 74, BC98- BC101) では、製品または商品の販売を主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一の製品または商品を原資産としている場合には企業会計基準第 29 号と整合する売上高・売上原価を計上する一方、貸手が原資産と同一の製品または商品を販売することを主たる事業としていない場合には金融取引として処理するといったように、収益・費用については別個の処理を求めている。貸手の処理で複数の勘定を区分するのであれば、前者には「営業債権」「売掛金」、後者には「貸付金」といったように、収益・費用の処理の分類と整合する資産勘定をそれぞれ用いるべきである。にもかかわらず、所有権の移転の有無を優先した「リース債権」及び「リース投資資産」で区分すると、収益・費用の処理の分類との整合性が図れない。
- リース基準案 (par.BC50) では、「所有権移転ファイナンス・リースの場合、貸手は、借手からのリース料と割安購入選択権の行使価額で回収するが、所有権移転外ファイナンス・リースの場合はリース料と見積残存価額の価値により回収を図る点で差異がある。」とし、「リース投資資産」が見積残存価額からも構成される複合的な資産である点が指摘されている。しかし、複合的な資産をあえて単一の勘定で示す必要はなく、見積残存価額から構成される部分は、リース料から構成される部分とは独立した勘定を用いて処理することも考えられる。むしろ所有権の移転の有無にかかわらず、リース料から構成される部分を「リース債権」とした方が、その性格を明確に示すことができる。
- 以上のように、ファイナンス・リースの基本的な考え方や企業会計基準第 29 号との整合性を考慮するならば、所有権の移転の有無にかかわらず、貸手については「リース債権」で処理するのが妥当である。一方で複数の勘定を区分するのであれば、以下の案も考えられる。しかし、いずれの案でも所有権の移転の有無が優先されることはない。
 - ✓ 貸手が原資産と同一の製品または商品を販売することを主たる事業としてい

るかどうかで勘定を区分する。所有権の移転の有無にかかわらず、主たる事業としていない場合には「リース債権」で処理し、主たる事業としている場合には、企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(par.104-3)との整合性から、たとえば「リース営業債権」「営業債権」「売掛金」などで処理する。

- ✓ 借手に所有権が移転せず、貸手が原資産を受領する場合でも、リース料から構成される部分は「リース債権」とし、見積残存価額から構成される部分は、たとえば「リース原資産」などで処理する。